令和3年度第4回狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地 城連携ネットワーク協議会 会議録(案)

- 1 日 時 令和4年2月22日(火) 午後5時45分から午後7時15分まで
- **2 場 所** ウェブ方式(狛江市防災センター302・303 会議室)

事務局 福祉政策課長(佐渡 一宏) 福祉政策課係長(小嶋 諒) 福祉政策課主任(菊野 有希子) 福祉政策課 (佐藤 葉月)

- 4 欠席者 なし
- 5 **資 料** 【資料1】ホームページ案(権利擁護(成年後見制度など)に関する相談 について)
 - 【資料2】ご存知ですか?成年後見制度リーガルサポート
 - 【資料3】第1期成年後見制度利用促進事業計画(抜粋)
 - 【資料4】市民後見人の受任要件及び市民後見人の支援及び監督

【資料5】【前回資料】

- ・多摩南部成年後見センター市民後見人養成講座周知用チラシ
- ・市民後見人養成講習 受講者募集要領 周知用チラシ
- ・各年度の養成講習の応募者数、新規登録者数 一覧

【資料6】11月24日協議会 ご意見・ご質問まとめ

【資料6補足資料】「市民後見人の育成及び支援の検討について」の質問及び回答並びにご意見取りまとめ

【資料7】狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱(案)について

【資料8】狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱(案)新旧対照表

【資料 9 】市長申立·費用助成要綱(現行)

【資料 10-1】成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議の 取りまとめについて

【資料 10-2】令和 3年 11 月 26 日付の国通知(Q&A)

【資料 11】令和 4 年度権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 全体工程表

【資料 12】 狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼権利擁護支援 地域連携ネットワーク協議会委員名簿

【資料 13】令和 3 年度権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 全体工程表

【資料14】令和3年度第3回権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地 域連携ネットワーク協議会会議録(案)

【参考資料1】第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項 【参考資料2】第二期成年後見制度利用促進基本計画最終取りまとめ概要 ※【資料6補足資料】は事前配布なし。当日のデータ共有のみ。

- 6 議 題 (1) 審議市民向けコンテンツ案・リーフレット案の検討
 - (2) 審議市民後見人の育成及び支援の検討について
 - (3) 審議的江市成年後見制度利用支援事業実施要綱案について
 - (4) その他 令和4年度の権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援 地域連携ネットワーク協議会の スケジュール (案)

7 議 事 〇開 会

(委員長)

みなさんこんばんは。本日はお忙しい中、令和3年度第4回狛江市市民 福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネット ワーク協議会にご参加いただきましてありがとうございます。

今回は、まん延防止等重点措置期間中のコロナ予防のため、ウェブ開催 とさせていただきました。ご了承ください。

なお、議事進行中は、音声をミュートにしていただき、発言をする際には挙手をお願いします。私がご指名させていただきますので、その際、ミュートを解除してからご発言ください。

(現在ミュートになっていない方がいらしたらミュートにしていただく。)

それでは、本日の欠席者の確認ですが、事務局よりお願いします。

(事務局)

本日、欠席のご連絡はいただいていませんが、現在、長谷川委員がウェブにて参加されておりません。後程、参加されましたら、お声掛けさせていただきます。

(委員長)

承知いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事についてですが、(1) 市民向けコンテンツ案・リーフレット案の検討、(2) 市民後見人の育成及び支援の検討について、(3) 狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱案について、この3点が協議事項となります。(4) その他となります。なお、議題の関係で事務局より説明があるということですので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

本日の協議会の議題(内容)として予定しておりました「狛江市権利擁護支援・検討会議の設置に向けた検討(試行実施)」については、諸事情により次年度に見送りとなりましたので、ご了承ください。また、「SNS等を活用した広報活動の検討」、「重層的支援体制整備事業との連携の検討」、「チーム支援、既存会議による支援」、「モニタリング・バックアップ、親族後見人等への支援の検討」につきましては、令和4年度にご検討いただければと思います。

なお、本日の議題(2)市民後見人の育成及び支援の検討について及び(3)狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱案をご協議いただくにあたって、令和3年12月に国より「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項」(最終とりまとめ)及び「第二期成年後見制度利用促進基本計画最終取りまとめ概要」が公表され、「市民後見人の育成・活動支援」や「成年後見制度利用支援事業の推進」についても、今後の方向性が示されております。ご協議の際には、この点も踏まえご検討いただければと思います。また、国より公表された「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項」及び「第二期成年後見制度利用促進基本計画最終取りまとめ概要」については、国の専門家会議の委員でおられる、星野委員より、この後ご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。なお、第二期成年後見制度利用促進基本計画(案)は、今後、国におい

(委員長)

それでは、資料の確認をいたします。事務局より、資料の説明をお願い します。

(事務局)

【資料説明】

資料の説明は以上です。資料については、協議会中、オンライン画面上 にてデータ共有させていただきます。

(委員長)

資料の不足はございませんでしょうか。

て3月末までに閣議決定されるということです。

議事の前に、先ほど事務局より説明がありましたが、本日の議題(2)市民後見人の育成及び支援の検討について及び(3)狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱案をご協議いただくにあたって、令和3年12月に国より「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項」及び「第二期成年後見制度利用促進基本計画最終取りまとめ概要」が公表され、「市民後見人の育成・活動支援」や「成年後見制度利用支援事業の推進」についても、今後の方向性が示されたとのことでございます。ご協議の際には、この点も踏まえご検討いただきたいということで、国の専門家会議の委員でおられる、星野委員より、「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項」及び「第二期成年後見制度利用促進基本計画最終取りまとめ概要」について、ご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(委員)

「第二期計画に盛り込むべき事項」及び「第二期成年後見制度利用促進 基本計画最終取りまとめ概要」についてご説明させていただきます。

【参考資料1】及び【参考資料2】をご覧ください。

参考資料2の3頁のところ、こちらが国の第二期基本計画の基本的考え方の図になります。地域共生社会を実現するための成年後見制度の運用改善、成年後見制度ありきではないということが、現行の基本計画より明確になっております。また、本日の審議事項「(2) 市民後見人の育成及び支援の検討について」に関連するものについて、【参考資料2】の13頁「4 優先して取り組む事項」の2つ目の「○担い手の確保・育成等の推進」のうち2つ目に「・市民後見人等の育成・活躍支援」とあります。また、【参考資料1】については最終とりまとめの文案となりますが、この51頁に「市民後見人の育成・活動支援」の基本的な考え方が記載されています。ご覧ください。

これまで市民後見人の育成がされてきておりますが、なかなか選任が進んでいないということで、登録者はたくさんおりますが、活躍の場が少ないのが現状です。専門家会議では、市民後見人の活用ではなくて、活躍ということで、主体的にその市民後見人が地域の中で活躍することが重要だということがいわれてきています。市民後見人としての活動というのは、後見人の担い手というだけではなく、住民による地域課題解決の取り組みなんだということで、担い手の確保という観点よりも、【参加資料2】の3頁の図、地域共生社会の実現のための人材育成であるということで、参加の支援である地域づくりという観点から進めるんだということが重要視されております。

51 頁の下の方ですが、「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけではなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で、活躍できるようにするための取組を進める。」とあり、このあたりがポイントです。

市民後見人については以上の点を踏まえた議論がなされることを期待します。

次に、本日の審議事項「(3) 狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱案」に関連するものとして、成年後見制度利用支援事業ですが、【参考資料2】の16頁「第二期基本計画の工程表と KPI②」の2つ目の項目に「制度の運用改善等」とあり、その左側の2つ目の枠に「適切な後見人等の選任・交代の推進等」とあります。専門家会議では柔軟に後見人等を交代することを進めていくことが議論されています。これまでは後見人側の事情で交代することがありましたが、そうではなくて、本人の必要性から交代が進んでいくことが望ましく、また、適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進をしていくとされております。【参考資料1】の16頁に記載があります。

ここには、成年後見制度利用支援事業が市町村によって実施状況が異なり、地域差があることが指摘がされています。全国どの地域でも、同じように利用できるようにするということが国として取り組むべきこととなっています。そのために国は実態把握に努め、全国的にこの事業が適切に実施される方策を早期に検討するとあります。

(委員長)

ありがとうございました。大変わかりやすくポイントがわかるようにご 説明いただきありがとうございます。

それでは議事に移ります。

(1) 審議事項市民向けコンテンツ案・リーフレット案の検討

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

【資料1】をご覧ください。前回委員の皆さまからいただいたご意見を踏まえ、HP 案を作成いたしました。

第2回の委員会にていただきました内容等を踏まえてホームページを 再構成させていただきました。頭より順に説明させていただきます。まず、 前回からの変更点といたしまして、当ホームページが成年後見制度のみの 周知のためのホームページではなく、「権利擁護について知りたい方への ホームページ」ではないかというご意見を受け、1ページ目の冒頭に「権 利擁護とは」についての説明を記載し、直下に各種権利擁護支援制度への リンクを設定しました。各種権利擁護支援制度の冒頭には「日常生活の支 援について(地域福祉権利擁護事業)」の説明を設けさせていただきまし た。なお、「地域福祉権利擁護事業」の説明について、「成年後見制度以外 の日常生活の支援について」という表現を用いておりましたが、この表現 ですと成年後見制度が日常ではないという感じを受けさせてしまうので はないかとのご意見もございましたことから、「日常生活の支援について (地域福祉権利擁護事業)」と表現を改めさせていただきました。続けて 「成年後見制度の利用を考えていらっしゃる皆さまへ」ということで「成 年後見制度」に関する説明を行う項目を設けた中で、ご意見にございまし た、「ご本人」と「家族・地域の皆様へ」とを分けた方が良いのではない かという点について検討いたしましたが、「ご本人」という分類も、「任意 後見制度」の利用をお考えになられている方から、「法定後見制度」につ いても、「後見相当・保佐相当・補助相当」等様々なステージの方がいら っしゃることから、ターゲットを絞り切ることが困難であるため制度全体 について簡潔にまとめさせていただきつつ、「ご本人」の定義をさせてい ただく形で対応をさせていただきたいと思っております。続いて3ページ 目の成年後見制度とはの項目に「判断能力とは」という項目を設けまして、 「判断能力」に関する記載を加えさせていただきました。3ページから4 ページ目では、任意後見制度と法定後見制度について比較する表を追加し ております。 4ページから5ページ目にかけて任意後見利用開始(発効) 手続きの流れのフローに文言を追加し用語の補足を行っております。7ペ ージから8ページ目にかけてのQAを一部追記し、報酬額の目安について、 国の専門家会議で報酬額の見直しの議論がされていることを受けた表現 が望ましいのではないかとのご意見を受け、報酬額の目安の上に「裁判所 にて報酬額の見直しの協議が行われており目安の金額に変更の可能性が あります」との文言を記載しております。続いて、法定後見に関する記載 が少ないのではないかとのことから、8ページから9ページ目にかけて法 定後見利用開始手続きの流れを追加しました。10 ページ目に成年後見人 等による支援の内容に関する QA を追記いたしました。19ページ目の「本 人情報シートについて」の記載部分について「依頼されることがあります」 では、市の積極的に活用されている実態にあっていないのではとのことか ら、「診断書作成の補助資料となる本人情報シートを添えた、診断書作成 の依頼があります。」と表現を修正いたしました。最後に25ページ目に生 活困窮に関する相談窓口、福祉サービス総合支援事業に関する相談窓口も それぞれ追加したほか、その他文言整理を行いました。修正内容及び全体

について委員の皆さま方からのご意見お願いいたします。なお、リーフレットの作成については、ホームページ案をもとに作成ということで、前回の協議会にてご意見をいただきましたため、本日のご意見をおまとめいただいた後、ホームページ案が完成しましたら、その後、リーフレット案を作成させていただく予定です。事務局からの説明は以上になります。

(委員長)

ただいま事務局よりご説明がありました。

それでは、委員の皆様、ご意見、ご質問等はありますでしょうか。

(委員)

国の成年後見制度ポータルサイトの表現等を使っていらっしゃると思うんですが、ポータルサイトに直接つながるようなURLの掲載はされてますでしょうか。

(事務局)

例えば3ページから4ページ目に、任意後見制度と法定後見制度の表がございますが、こちらの一番下に「動画」という部分がございまして、こちらについてはポータルサイトに直接リンクするように作成をさせていただいております。

(委員長)

他にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(委員)

よくできていると思います。

最初に権利擁護の説明があり、とても良いと思いました。

1点付け加えていただきたい点として、最初の項目「権利擁護とは」の説明から、その下の「成年後見等も含めた権利擁護のことをお考えの皆さまへ」の各事業説明の間に、他にたくさんご案内できることがあると思います。権利擁護はすごく広くて、日常生活の場面や入院入所の場面などいろいろな場面で起こりうることなので、狛江市として制度や事業としてご案内できることについて、もうすこし付け加えられたら良いのではないでしょうか。

(委員長)

貴重なご意見をありがとうございました。

ただいまのご意見に対して事務局より説明はございますでしょうか。

(事務局)

ご指摘の箇所を追加・修正させていただきます。

(委員長)

他にご意見、ご質問等はありますでしょうか。

(委員)

1頁の下の方「(ここでは「ご本人」といいます。)」と本人についての説明が 記載されてますが、これは「物事を判断する能力が十分でない方」と「将来 に不安をお感じの方」、どちらをさしているのか、それとも両方をさしている のでしょうか。本人は、不安を感じていない方もいらっしゃいますし、家族 が不安に感じている場合もあります。該当するのはどこなのか明確にしてい ただけるとありがたいです。

(委員)

貴重なご意見をありがとうございました。

ただいまのご意見に対して事務局より説明はございますでしょうか。

(事務局)

こちらについては、本人についての記載となり、「物事を判断する能力が十分でない方」と「将来に不安をお感じの方」両方をさしております。ご家族についての部分は、ご意見のとおり追加・修正できるように検討させていただきます。

(委員)

13 頁から 15 頁までの流れの中で、成年後見人の担い手というところで気になるのが、「成年後見人等の皆さまへ」のところで、専門職を対象として記載されているというところです。

また、後見制度支援信託については、専門職の関与が不要となれば、辞任することとなっております。この後見制度支援信託の制度は、親族後見人が利用できる制度です。今後、国においては、後見人の担い手として、親族後見人や市民後見人を増やし選任していこうという考えであり、専門職はそれをバックアップするという考えです。そのため、こちらの頁については、そういった部分について追加・修正していただければと思います。

(事務局)

ただいまのご意見は13頁の市長申立ての部分のことでしょうか。

(委員)

市長申立ての部分のことではなく、13 頁下の方に「後見事務の監督の仕組み」についての記載がありますが、その次の頁にいきなり後見制度支援信託についての説明が記載されております。後見制度支援信託とは監督のことではないので、読み手からすると分かりにくいと思います。そのため、その辺の流れも含めて追加・修正していただければと思います。

(事務局)

ご指摘のとおり、流れを整理させていただきます。

(委員長)

他にご意見、ご質問等はありますでしょうか。

(委員)

1頁の「権利擁護とは」のところに、国における地域共生社会の実現の考え方など、国の施策として権利擁護支援があるということを、わかりやすく記載していただけると良いと思います。

(委員)

とても良い意見のため、ぜひ、本日の参考資料【1-2】の3頁について 追加して記載いただけると良いと思います。

(委員長)

事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局)

福祉基本条例の前文においても、地域共生社会についてやノーマライゼーションの考え方について記載がございますので、狛江市として権利擁護支援をどのように行っていくのかについても含め、「権利擁護とは」のところに追加・記載等の検討をさせていただきます。

(委員長)

他にご意見、ご質問等はありますでしょうか。

(委員)

権利擁護を実現するための一つの手段が、成年後見制度であるということがわかるように追加・修正をお願いいたします。

(委員)

10 頁のQ3 「成年後見人等とうまくいかない場合、途中でやめられますか。」という質問に対して、「成年後見制度は利用すると途中でやめることはできません。」という回答があり。こちらの記載が気になりました。成年後見人は必要に応じて選任を交代できますので、「途中でやめることはできません。」というような言い切る表現ではなく、修正をお願いいたします。

(委員)

私も以前、国に同様の意見をお伝えしたところ、国については誤解のないように記載しているということで、意見は反映されませんでした。

(委員長)

そうしましたら、時間の関係もございますので、ホームページ案については、本日いただいたご意見を最終のご意見とさせていただきたいと思います。

なお、ホームページ案・リーフレット案について、他にご意見等がございましたら3月2日(水)までに事務局にメール、電話等にてご意見をいただきますようお願いいたします。

(事務局)

事務局より補足説明がございます。

今後のスケジュールについてです。本日皆さまにご議論いただいたあと、追加の意見がございましたら3月2日(水)までにいただきたいと思っております。その後、追加でいただいたご意見を反映しまして、修正したものを委員長にご確認いただき、ご了承いただいたき最終のご意見とさせていただきます。

その後、年度末までには、狛江市のホームページに掲載させていただきます。リーフレットについては、作成の予算を来年度計上しているため、 作成前にみなさまに案をご確認いただきます。説明は以上です。

(2) 審議事項市民後見人の育成及び支援の検討について

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

まず、前回の振り返りですが、前回は「ご検討いただく内容として3点」、 そして「皆様にご検討いただくにあたり、現在、市民後見人の育成及び支援を行っております「多摩南部成年後見センターの市民後見人の育成及び支援の現状について」、そして、「多摩南部成年後見センターとのヒアリング内容について」ご説明させていただき、委員の皆様よりご質問及びご意見をいただきました。なお、前回の資料については、【資料5】【前回資料】として、参考配布させていただいております。

本日、本議題についての最終的な方向性を決定させていただければと思いますが、協議にあたって「本日ご検討いただく内容2点」及び「前回の委員の皆様よりいただきましたご質問及びご意見」について、簡単にご説明をさせていただき、その後、委員の皆様より、再度、ご意見等をいただき、最終的な方向性を決定させていただければと思います。なお、ご協議にあたっては、先ほど、星野委員よりご説明がありました「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項」等についてありますとおり、事業の今後の方向性(国は養成研修カリキュラムの見直しの検討・市民後見養成研修修了者の活躍の推進策の検討等)についても踏まえ、ご協議いただければと思います。

まず、「本日ご検討いただく内容として2点」としては、【資料3】の1 頁及び2頁をご覧ください。こちらは「狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画」を抜粋したものです。市民後見人の育成及び支援については、「狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画」の基本目標3(3)取り 組むべき【新規事業】として1頁の①・②、2頁の③の3点ございます。 こちらに令和3年度の検討事項についての記載がございます。

①・②・③とそれぞれ表がございます。この表の下段に令和3年度・令和4年度・令和5年度とあり、各年度の取り組むべき内容について記載されております。①②③の3点うち本日は①・③の2点について、ご意見をいただければと思います。

1つ目が、①の市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方についてご意見をいただくこと。

2つ目が、③の市民後見人の活動の支援についてご意見をいただくことです。

なお、②の「市民後見人が受任することが相応しい案件及び受任要件について検討を行うため、支援・検討会議において成年後見人等候補者の選定の在り方について検討いただくこと」については、支援・検討会議の検討の中で改めてご検討をお願いします。この場では、前回いただいた皆様からのご意見のみこのあとご紹介させていただき、この場でのご意見がありましたら頂戴したいと思います。

なお、ご意見いただくにあたっては、①及び③までの事業ごとに「将来像」の記載がございます。これは、それぞれ①及び③の表の中段に記載されてございます。

①については、「本人と同じ地域に居住する市民が、市民後見人として育成され、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、地域のネットワークを利用した地域密着型の後見等事務を行っております。②については、「家庭裁判所に適切な成年後見人等候補者を推薦しています。」③については、「市、関係機関、センターが連携して市民後見人の活動を支援しています。」以上の将来像を踏まえご意見をいただければと思います。検討に当たり、前回、委員の皆様よりいただいたご質問に対する回答をさせていただくとともに、委員の皆さまからのご意見をご紹介させていただきます。

【資料6補足資料】をご覧ください。こちらは、本日追加の資料となりますため、データ共有のみとなります。

前回、第3回11月24日協議会における「市民後見人の育成及び支援の検討について」のご質問及びご意見をまとめたものになります。

1ページです。ご質問が2点ございましたので、それに対する回答、説明をさせていただきます。

1点目ですが、多摩南部成年後見センターの現場実習では後見業務の記録の仕方を研修しているかというご質問です。

こちらにつきましては、センターでは、「実務研修の中で、日常事務や 定期報告の研修を行っており、内容としては、受任中における家庭裁判所 に1年、センターに3カ月・4カ月に1回定期報告する際の記録のつけ方 の習得。」ということです。また、「支援(後見人としての活動)のたび に活動記録(後見事務経過報告の記録をつけ)をつけることも研修で指導 している。」とのことです。なお、「監督人は後見人の日々の活動記録中、 気なることを発見した場合には、都度、後見人に確認を求めるようにして いるが、そのような中で、今後見込まれる課題を見つけている。」という ことです。

2点目ですが、「資料4【1.市民後見人が受任する際の主な要件】の「(2)安定した居所に在住していること」として「特別養護老人ホーム等長く居ることが可能な居所に居住していること。」とありますが、「療養型病院や精神科病院の入所が長くなってしまった方たちも想定されているのか」というご質問をいただきました。

こちらにつきましては、「特別養護老人ホーム等長く居ることが可能な居所に居住していること。」とは例示ですが、センターにおいては、「精神科病院や療養型病院等の最期まで入院する可能性が高い場合も想定している。」ということです。

次に、ご意見です。資料6補足資料2ページです。

1つ目の検討事項「市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方について」ですが、委員からのご意見として、「№.1の場面が市民後見人の育成」のところです。「養成講座の募集要件」としてご意見を多数いただきました。

【資料6補足資料2頁の「養成講座の募集要件」を説明】 次に「養成講座の内容」についてのご意見です。

【資料6補足資料2頁の「養成講座の内容」を説明】

2つ目の検討事項「市民後見人が受任することが相応しい案件及び受任要件について検討を行うため、支援・検討会議において成年後見人等候補者の選定の在り方について検討いただくこと」ですが、委員からのご意見として、「No.2の場面が市民後見人の受任」のところです。資料4のセンターの市民後見人受任要件のうち、要件(2)安定した居所に在住していることについてのご意見です。

【資料6補足資料3頁の「センターの市民後見人受任要件についてのうち、要件(2)安定した居所に在住していること」を説明】

次に「要件(5)対応困難なトラブルが予想されないこと」についてのご 意見です。 【資料6補足資料4頁の「要件(5)対応困難なトラブルが予想されない こと」を説明】

次に「要件(6)移行ケースでは、成年後見人等が交代することによる本 人への影響が少ないこと」についてのご意見です。

【資料6補足資料4頁の「要件(6)移行ケースでは、成年後見人等が交 代することによる本人への影響が少ないこと」を説明】

最後に3つ目の検討事項「市民後見人の活動の支援について」ですが、委員の皆様からのご意見として、「No.3の場面が市民後見人の支援」のところです。「『市民後見人の支援について、市・あんしん狛江で行うことを原則とし(したかって監督人は不要となる。)、例外的に監督人が必要な場合は、これまで法人後見の実績とノウハウを活かしてセンターが監督人を受任する』という方向性について」のご意見をいただきました。

【資料6補足資料4頁の「市民後見人の支援について、市・あんしん狛 江で行うことを原則とし(したかって監督人は不要となる。)、例外的に監督人が必要な場合は、これまで法人後見の実績とノウハウを活かしてセンターが監督人を受任する」を説明】

次に「成年後見被後見人と市民後見人とが5市の別々の市民となる可能性がある中での支援の在り方について」についてのご意見です。

【資料6補足資料5頁の「成年後見被後見人と市民後見人とが5市の別々の市民となる可能性がある中での支援の在り方について」を説明】 以上が前回のご意見となります。

この後、委員の皆様より再度ご意見等をいただき、最終的なご意見としておまとめいただければと思いますが、ご協議にあたっては、先ほど、星野委員よりご説明がありました「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項」等の今後の方向性も踏まえ、ご協議いただければと思います。事務局からの説明は以上です。

(委員長)

ただいま事務局より市民後見人の育成及び支援の検討について、前回の振り返りも含め、ご説明がありました。②の「市民後見人が受任することが相応しい案件及び受任要件について検討を行うため、支援・検討会議において成年後見人等候補者の選定の在り方について検討いただくこと」ですが、こちらについては、支援・検討会議の検討の中で改めてご検討をいただきます。それでは、「①市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方について」及び「③市民後見人の活動の支援について」皆様よりご意見をいただきたいと思います。ご意見、ご質問等はありますでしょうか。

(委員)

市民後見人の育成(研修)についての意見です。例えば、研修のうち基本的な部分は多摩南部成年後見センターにて合同で行い、意思決定支援等の研修については、狛江市において行うなどとしてはどうでしょうか。例えば、今回策定される国の第二期計画では、市民後見人の養成のための国のカリキュラムが見直されるということですが、今回の見直しは意思決定支援の考え方を習得することが重要ということですので、狛江市で行うなど、多摩南部成年後見センターが行うものと、狛江市において行うものと、分けてはどうでしょうか。

(委員)

現在、研修は多摩南部成年後見センターにおいて合同で行っているということですが、例えば、多摩南部成年後見センターにおいて行う研修は基本的な全体的な事項を習得できることを行い、より詳細な補足的な、また、具体的な、地域において話し合うことが重要なこと等の研修については、狛江市において行うなどしてはどうでしょうか。段階的な分け方をして、連携と役割分担をしていけばよいのではないでしょうか。

(委員長)

貴重なご意見をありがとうございます。 他にご意見はありますでしょうか。

(委員)

市民後見人の支援についての意見です。【参考資料1】の「第二期成年後見利用促進基本計画に盛り込むべき事項」の51頁に市民後見人の活躍支援についての記載があります。先ほどの委員の「国の第二期計画の説明」でも重要なポイントとして説明がありましたが、今後、市民後見人の支援の検討においては「活躍支援」という概念が重要となります。この「活躍支援」とは、51頁本文と51頁「注意書き46」にありますが、「地域住民が後見人等として活動できるようにするための支援に加えて、後見人等として選任されていない場合でも、成年後見制度の広報・相談活動や見守り活動、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、意思決定支援を行うなど、地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるようにするための支援を指す。」とされてまして、市民後見人の方が少し年配になられたときに、一人で後見を受任するのは大変という方々にも、地域において権利擁護の担い手となっていただくというような、そういった視点が必要と思います。

(委員長)

貴重なご意見をありがとうございます。 他にご意見はありますでしょうか。 そうしましたら、時間の関係もございますので、追加のご意見等がございましたら3月2日(水)までに事務局にメール、電話等にてご意見をいただきますようお願いします。その後、追加でいただいたご意見を事務局にて反映していただきます。

(3) 審議事項 狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱案について

(委員長)

それでは、次の議題3狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱案についてですが、第2回の協議会においてご協議いただく予定でしたが、日程的に余裕があるということでしたので、第4回に見送りとさせていただいておりました。皆様にご協議いただきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

ただいま、委員長よりご説明がございましたが、狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱案については、第2回の協議会においてご協議いただく予定でしたが、第4回に見送りとさせていただいておりましたため、本日皆様にご協議をお願いしたいと思います。

第2回では、事務局より要綱案の詳細についてご説明させていただきましたが、この間に市の予算編成や国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項」等の公表もございました関係で、若干ですが、第2回の要綱案より修正させていただきました。そのため、本日は第2回にご説明した要綱案からの修正点のみご説明させていただきます。また、令和3年11月に国より「後見開始の審判請求の基本的な考え方」に関する通知もございましたため、この点についてもあわせてご説明させていただきます。

その後、委員の皆様よりご意見等をいただければと思います。

なお、ご協議にあたっては、先ほど、星野委員よりご説明がありました 「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項」等も踏ま え、ご協議いただければと思います。

資料【10-1】をご覧ください。改正点といたしましては、1点目が令和2年度末に出されました【資料10-1】の「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議の取りまとめについて」の内容を要綱に反映させること、2点目が現行の要綱では要綱上規定がなく、実務上事務局の運用に委ねられていた部分を要綱上明確にすることでございます。現行の要綱では、市長申立に関する要綱と審判請求費用及び報酬の助成に関す

る要綱の2本立てになっておりますが、成年後見制度の利用を支援する制度であることは共通していること、市長申立に関する要綱でも審判請求費用に関わる費用負担や求償の内容が含まれていること、他の自治体でも1つの要綱で整理している自治体もあることから、「狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱(案)」ということで【資料7】のとおり整理させていただきました。

なお、1点目の改正点として、第2回協議会では【資料 10-1】の「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議の取りまとめについて」の内容を要綱に反映させること、と説明させていただきましたが、【資料 10-2】令和3年 11 月 26 日付「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」の通知により、【資 10-1】の実務者協議の取りまとめを踏まえた【資料 10-2】「後見開始の審判請求の基本的な考え方」に関する正式な通知がございましたため、こちらもあわせて改正点となります。こちらについてもあわせて、ご説明させていただきます。

【資料8】に現行の要綱と改正案の新旧対照表を作成いたしましたの で、この資料をもとに説明いたします。まず、第2条の審判請求の対象者 についてでございます。現行の要綱ではご本人が市外の施設に入所され、 住所地特例が適用される場合に、市長申立の対象者となるかどうか明確な 規定がございませんでした。この点改正案では第2条第1項第1号にその 点を明記いたしました。また、この内容は【資料 10-1】の4ページの1. (4)「申立基準に関する基本的な考え方」及び【資料10-2】の4ペー ジの3.(1)「申立てを行う市町村について」に沿ったものとしておりま す。次に、第2条第2項をご覧ください。例外的に狛江市で市長申立をし ない事由を規定しております。各事由につきましては、【資料 10-1】の 4ページの1.(5)「複数の市町村が実施機関として関わる個別事案にお ける申立基準」及び【資料 10-2】の8ページのQ1「本人が複数のサー ビスを利用し、保険者市町村と支給決定市町村が異なる場合や、長期入院 患者の場合等における市町村長申立てについては、いずれの市町村が市町 村長申立てを行うべきか」に沿ったものとしております。続いて、第3条 の規定をご覧ください。条文の表題を審判請求の要件から審判請求の調査 に変更するとともに、【資料 10-1】 の8ページの2. (2) の「親族調査 の定義について」及び(3)の「親族調査の基本的な考え方」について、 また、【資料 10-2 】 05 ページ 4 の「市町村長申立てにおける親族調査 の基本的な考え方について」に沿ったものとしております。続いて、第8 条の規定をご覧ください。助成の対象者に関する規定です。現行の要綱第 2条の規定では、審判請求費用助成の対象者と報酬助成の対象者とを区別せず規定しておりました。この点を明確に区別しました。なお、審判請求費用助成の対象者ですが、第2回の協議会でご説明しました要綱案より修正させていただきました。【資料8】をご覧ください。第2回の要綱案より修正があった箇所については、追加した個所を網掛(黄色塗り)、削除した個所を取り消し線とさせていただきました。審判請求費用助成の対象者ですが、第2回協議会では「後見等開始の審判を請求する成年被後見人又は成年被後見人の代わりに審判請求をする代理人」とさせていただきましたが、「代理人」の申請については、ほとんど事例がないことから、削除させていただき、審判請求費用助成の対象者は「成年被後見人等」とさせていただきました。あわせて、「審判請求をする場合に、成年被後見人及び申立代理人いずれも第8条第1項各号のいずれかの資産要件に該当する必要がある」という規定も削除させていただきました。ここでいう代理人は、成年被後見人及び代理人いずれもが、第8条の生活保護受給者等に該当する場合(親族申立)を想定しておりました。

次に、資産要件についてですが、審判請求費用助成と報酬助成を区別するとともに、第2回協議会では「生活困窮者も捕捉できる要件」を加えさせていただきましたが、こちらについては、予算面において、かなりの増額を要するため、今回の改正では見送ることとさせていただきました。

なお、「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項」等によると、国の今後の方向性として、成年後見制度利用支援事業の推進として「市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合等、後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。」とあり、今回の改正では「生活困窮者を捕捉できる要件」を加えることは見送らせていただきましたが、ほとんどの市町村が報酬助成の対象を市長申立に限定、また、後見監督人を対象としていないところもあるような中で、狛江市においては、市長申立以外にも、また、後見監督人についても助成の対象とさせていただいておりますため、ご理解いただければと思います。

なお、「生活困窮者を捕捉できる要件」ですが、「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項」等によると、国は今後「全国的に事業が適切に実施される方策を早期に検討し、市町村が行う事業に国が助成を行う補助金交付事業についても、必要な見直しを行う。」ということです。今後、この補助金交付事業の見直しに合わせ、「生活困窮者を捕捉できる要件」検討していくことを考えております。

修正点についての説明は以上となりますので、事務局からの説明は以上となります。

(委員長)

ただいま事務局より狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱案について、前回からの修正点についてご説明がありました。委員の皆様、ご意見、ご質問等はありますでしょうか。

(委員)

今回、審判請求費用助成の対象経費として診断書作成費用があります が、診断書作成費用まで国で示されてましたでしょうか。通常、診断書作 成費用は対象としていないのですが。

(事務局)

国の方で診断書作成手数料を助成してくださいという記載はございませんが、他市町村においても、審査請求費用助成対象経費は、申立費用としての収入印紙購入費用、郵送料としての切手購入費用、診断書作成費用、鑑定費用の4項目としているところございましたので、今回、対象経費とさせていただきました。

(委員)

この件については、家庭裁判所と協議をしなければならないと思います。審判請求が決定した際に、求償できる範囲に診断書は入ってないため、 狛江市は診断書作成費用も費用助成の対象となることを家庭裁判所に伝 えておく必要があります。他の市町村もほとんど診断書作成費用は対象と していないと思います。

また、以前よりお伝えしているところですが、報酬助成の対象者ですが、 狛江市にて市長申立てをした場合でも、その後、他市に移ってしまって、 どこにも該当されないという方もいらっしゃいます。全国的な整備も必要 なため、今すぐには難しいとは思いますが、そのような方の救済の部分に ついても、今後ご検討いただければ思います。

(事務局)

今後、検討させていただきます。

(委員長)

それでは、狛江市成年後見制度利用支援事業実施要綱案について、他に ご意見等がございましたら3月2日(水)までに事務局にメール、電話等 にてご意見をいただきますようお願いいたします。事務局にて修正したも のを最終のご意見として要綱案に反映していただきます。

(事務局)

事務局より追加説明です。さきほど委員長よりご説明がございました

が、追加の意見がございましたら3月2日(水)までにいただきたいと思っております。その後、ご意見を踏まえ修正したものを委員長にご確認いただき、ご了承いただいたものを最終のご意見として要綱案に反映させていただきます。なお、市の要綱改正のため、皆様よりご意見をいただいたのち、市内部での調整がございますため、皆様からご意見をいただいた後の修正については、事務局に一任いただければと思います。

また、施行日についても、令和4年4月1日となっておりますが、先ほど説明させていただいたとおり市内部の調整等もございますため、こちらにつきましても、事務局に一任させていただければと思います。

(委員長)

ただいま事務局より説明がございましたが、市の要綱改正ということで、皆様よりご意見をいただいたのち、内部での調整によっては、その後の修正もあるということで、こちらについては事務局に一任したいと思います。施行日についても、同様ということです。

(4) その他 令和4年度の権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地 域連携ネットワーク協議会のスケジュール(案)について

(委員長)

それでは、次に、その他、令和4年度の権利擁護小委員会兼狛江市権利 擁護支援地域連携ネットワーク協議会のスケジュール(案)についてです が、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

事務局より説明させていただきます。

【資料 11】をご覧ください。

令和4年度の権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の全体工程表(案)となります。次年度のスケジュールとしては、表のとおり、コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、こちらの日程にてウェブ開催を予定しております。

表の右側をご覧ください。権利擁護小委員会の審議事項といたしましては、第1回の権利擁護小委員会において、あいとぴあレインボープラン「狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画」の進捗管理報告書についてご検討をいただきます。事前に市において関係機関に調査を行い、進捗管理について第1回の委員会にてご報告させていただきますので、ご検討をお願いいたします。第2回の権利擁護小委員会においては、あいとぴあレインボープラン「狛江市第1期成年後見制度利用促進事業

計画」進捗管理報告書のご検討、ご確定をいただきますようお願いいたします。また、第3回の権利擁護小委員会においては、令和5年度に予定しております「狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画の改定」に伴う、市民意識調査の設問についてご検討・ご決定をいただければと思います。その後、第4回の権利擁護小委員会において、狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画の改定に伴う、速報値等の報告が可能であればご報告をさせていただき、令和5年度には、狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画の改定についてご検討をいただくこととなります。

また、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の協議事項といたしましては、次年度に持ち越しました「SNS 等を活用した広報活動の検討」や「重層的支援体制整備事業との連携の検討」等についてご協議いただければと思います。

次年度以降の資料の配布について皆様にお願いがございます。

現在、狛江市では、「狛江市のペーパーレスの取組に関する基本的方針」を策定し、ペーパーレスの推進に取り組んでいるところでございます。庁内での会議については、できる限り紙の資料の印刷は行わず、デジタル化への移行を進めております。本会議につきましても、資源保護、CO2削減の観点からも、紙資料の削減にご協力をいただければ大変ありがたく存じます。今回は委員の皆様全員へ、紙の資料を送付させていただきましたが、今後はデータでの送付とさせていただき、ご希望の方のみ紙資料の送付をさせていただければと思います。なお、紙での資料をご希望の方へは、今まで通り送付させていただきますので、ご安心ください。また、傍聴される方向けに、ホームページ上に資料を掲載させていただいておりますので、併せてご活用いただければと思います。

事務局からの説明は以上になります。

(委員長)

ただいま事務局より令和4年度の権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護 支援地域連携ネットワーク協議会のスケジュール(案)について、ご説明 がありました。

委員の皆様、こちらについてご質問等はありますでしょうか。

(委員長)

ないようですので、以上で本日準備しておりました議題はすべて終了しましたが、その他各委員から、何か議題はございますか。

他にないようでしたら、事務局から何かございますか。

(事務局)

【資料 14】をご覧ください。令和3年度第3回の会議録(案)でございます。修正点等がございましたら3月2日(水)までに事務局にメール、電話等でご指摘いただきますようお願いいたします。

また、他に本日の議題についてのご意見がございましたら3月2日(水) までにご意見をいただきますようお願い申し上げます。

(委員長)

他にないようでしたら、本日はこれにて閉会します。 本日はありがとうございました。

(了)